

# 通町小学校いじめ防止基本方針概要



令和2年4月

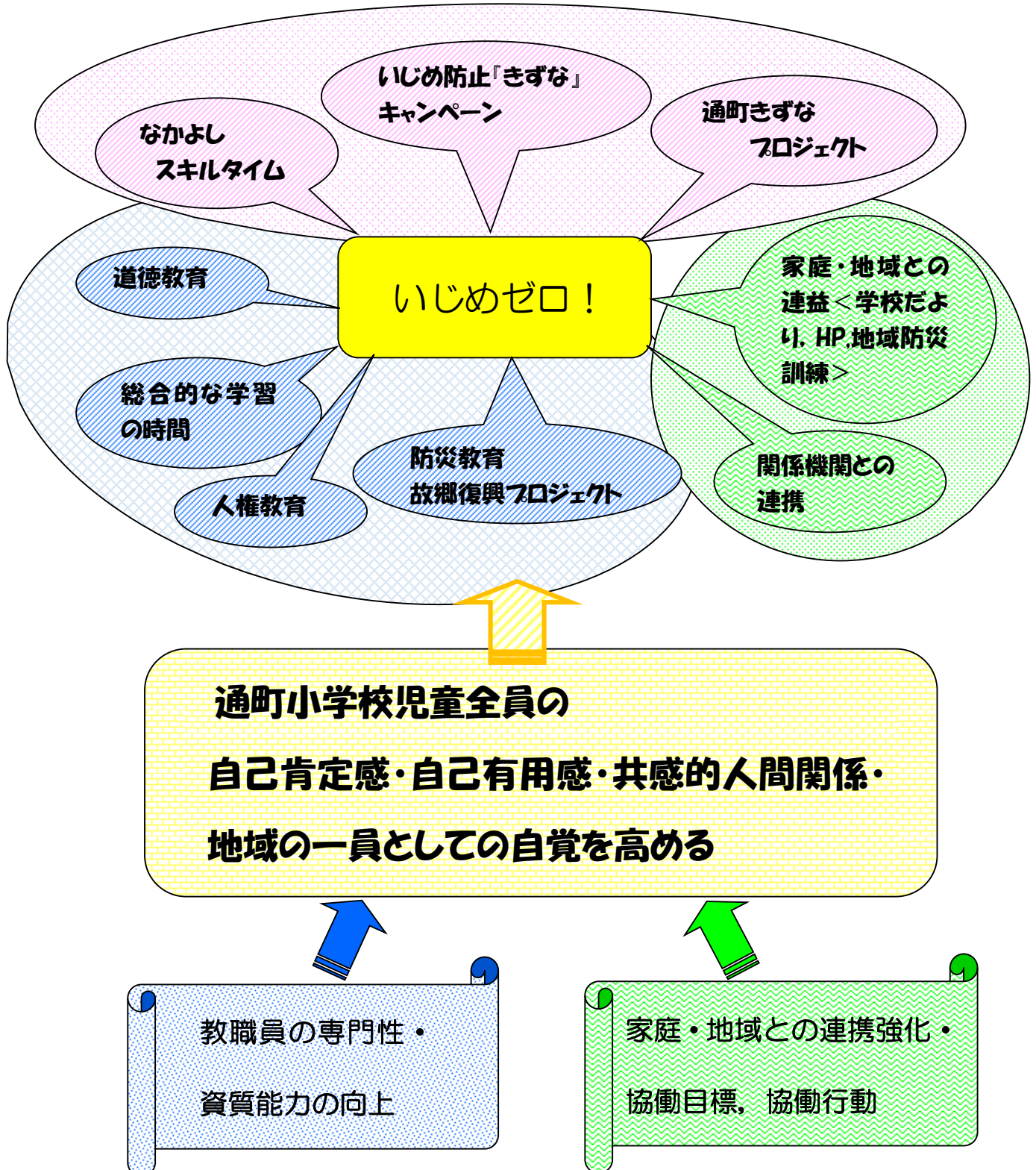
仙台市立通町小学校

# 通町小学校いじめ防止のための対策内容

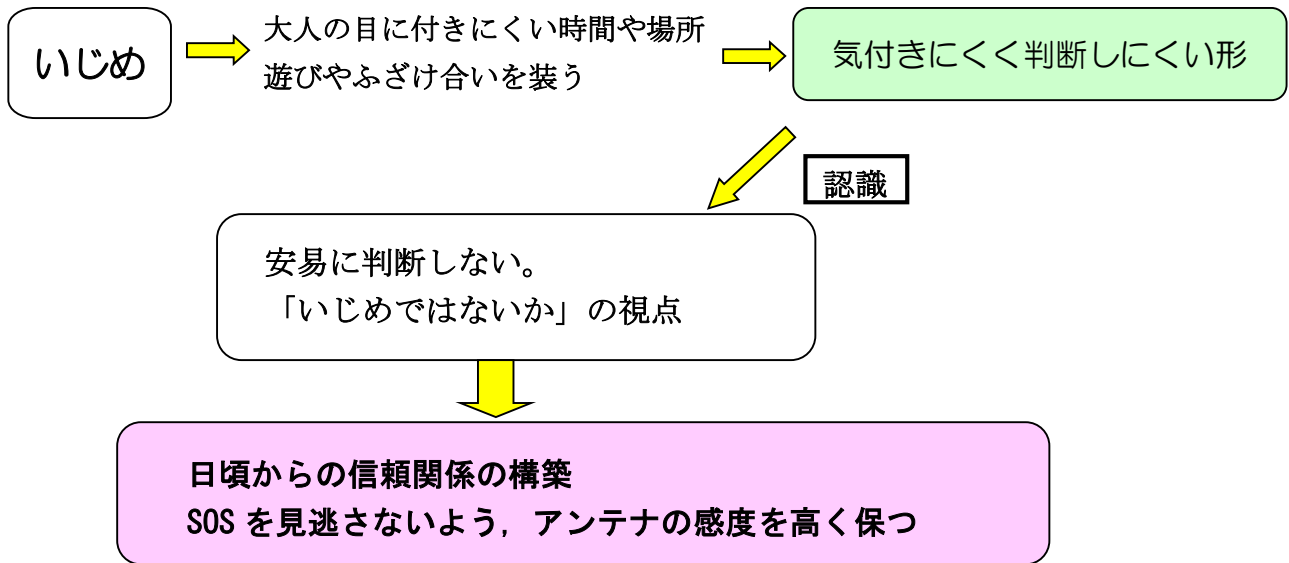
## いじめの未然防止

通町小学校行動宣言

『あいさつとふわふわ言葉でいじめゼロ！』



# いじめの早期発見



## いじめを早期発見する手立て＜基本＞

- 教師と児童との日常の交流を通じた発見
- 複数の教職員の目による発見
- 教育相談やアンケート調査等を通じた児童理解・把握
- 児童からの相談や保護者・地域住民からの相談・面談
- チェックリストの活用による日常生活を通じた発見

### 【相談体制】

#### ○児童からの相談

＜学級担任，養護教諭，いじめ対策担当教諭，SC＞

#### ○保護者・地域住民からの相談

＜教頭，教育相談担当教諭，生徒指導担当教諭，いじめ対策担当教諭，学級担任＞

仙台市

『いじめ実態調査』

通町小（6・11月）

『アンケート調査』

## いじめ早期発見

6月「児童理解月間」

『全児童個別面談』

7・12月保護者

『個別面談』

全教職員

「通町小学校いじめの発見・把握のためのチェックリスト」の  
共有・活用

# いじめへの適切かつ迅速な対処

## 1 いじめの情報（気になる情報）のキャッチ

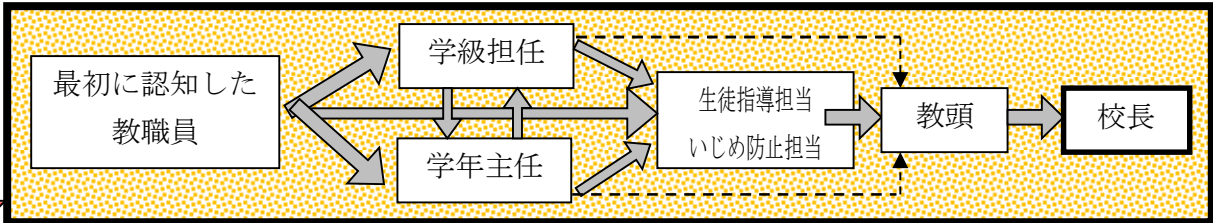
- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・児童からのSOS
- ・アンケート調査から発見
- ・保護者、地域住民からの訴え

独断で判断して、  
解決を焦らない

報告

### ※担任が陥りやすい傾向

- ・自分の責任と思い詰め、自分だけで解決しようとする
- ・指導力が否定されたと感じる
- ・解決を焦る



## 2 学校いじめ防止等対策委員会

重大事態

## 学校いじめ調査委員会

校長，教頭，教務主任，いじめ対策，生徒指導，教育相談，学年主任，養護教諭，特支C，(SC)

### 対応方針の決定・役割分担

- |           |            |               |      |
|-----------|------------|---------------|------|
| (1) 情報の整理 | ・発見までの経緯   | ・いじめ態様        | ・関係者 |
| (2) 対応方針  | ・緊急度       | ・事実確認，支援，指導方針 |      |
| (3) 役割分担  | ・事実確認，支援担当 | ・保護者，関係機関対応担当 |      |

## 3 対応・支援

### (ア) 被害児童への対応・支援

【基本姿勢】・味方になり守り通す ・支援は継続する ・保護者，関係機関との連携

【事実の確認】・複数で対応，話しやすい環境 ・共感的な姿勢

【支援】・認め励ます ・今後の行動 ・関係修復

### (イ) 加害児童への対応

【基本姿勢】・行為に対して毅然と指導 ・自らの行為を自覚させる

【事実の確認】・複数で対応，話しやすい環境 ・公平，中立な立場 ・保護者の協力

【指導】・加害者であることの自覚，謝罪の必要 ・今後の行動

### (ウ) 観衆・傍観者への対応

【基本姿勢】・学級，学年全体の問題

【事実の確認】・個別に確認

【指導】・加害者の一員であることの自覚 ・人権と命を守る ・今後の行動

## 4 保護者・関係機関との連携

- いじめ問題の重要性をHPや学校だより等で発信⇒協力・理解・連携・協働する。
- PTAとの共催によるいじめ対応の研修会開催，SNS等によるいじめの防止策研修
- 近隣中学校との連携プロジェクトの開催
- 近隣中学校との合同事業の開催（いじめ防止『きずな』キャンペーン）

# 重大事態への対処

## (1) 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【第1号事案】生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

【第2号事案】相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

## (2) 重大事態発生時の対応

